

**令和6年度
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 有期雇用職員募集要項（一般事務）**

《令和6年8月23日》

本会は、公共性をもつ民間組織です。地域住民のみなさま方と福祉関係者の協力を得て、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」の実現を目指して様々な地域福祉活動に取り組んでいます。

次のような資質をもった人を募集します。

- 前向きなチャレンジ精神と創造力がある人
- 本会に期待される役割を理解し、責任感をもって職務に取り組むことができる人
- 福祉にかかわる多様な人々と協力し、目標に向けて努力することができる人

【受付期間】採用が決定次第終了

【応募手続き】次の2点を提出してください。

- 履歴書（所定の用紙に必要事項を記入し、指定サイズの写真を貼付してください。）
- 面接カード（所定の用紙に記入し、提出してください。）

注1 応募書類は、丸亀市保健福祉センター、丸亀市綾歌保健福祉センター、丸亀市飯山総合保健福祉センター、ハローワーク丸亀に用意しています。本会ホームページからもダウンロードできます。

【提出・送付場所】(持参の場合)

時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝を除きます。

場所 丸亀市保健福祉センター 1階 丸亀市社会福祉協議会

(郵送の場合)

特定記録郵便で、発送してください。

〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号

丸亀市社会福祉協議会 経営企画グループ 宛

【選考方法】書類選考及び面接

応募書類の受付後、書類選考を行います。

書類選考を通過した方に対し、面接日時をご連絡します。

| | |
|--------|---|
| 職種 | 一般事務（事務局有期雇用職員） |
| 業務内容 | 経理など総務事務の補助等です。 資格や経験は問いません。経験がない方でも、研修受講や先輩職員の指導などしっかりととしたフォローで少しづつ業務に慣れ、必要な知識が得られます。 地域の幅広い世代の方々と関わることが好きな方、話を聞くことが得意な方、人のため、地域のために働きたいという熱意のある方、大歓迎です。 |
| 採用予定人員 | 1名 |

| | |
|----------|--|
| 応募要件 | ○高卒以上 ○普通自動車運転免許証（A T限定可）を保持していること ○パソコンでワード&エクセル等の基本操作ができること |
| 契約期間 | 採用日から令和7年3月31日まで |
| 就業場所 | 丸亀市保健福祉センター（丸亀市大手町二丁目1番7号） |
| 労働に關すること | 勤務時間 8：30～17：15 休憩時間 12：00～13：00 所定時間外労働・休日労働の有無 あり ※業務の都合やその他やむを得ない事情により、始業、終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがあります。 |
| 休　　日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他本会が指定する日 ※業務の都合により本会が必要と認める場合、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがあります。 |
| 休　　暇 | ・年次有給休暇 雇入れの日から6ヶ月に達するまでの期間は5日、雇い入れから起算して6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合、労働基準法に定めるところにより付与します。 ・その他の休暇 病気休暇、産前産後の休業、母性健康管理のための休暇等、育児時間等、子の看護休暇、介護休暇、育児休業等、介護休業、忌引 等 |
| 賃　　金 | 1 基本給 時給 969円 2 諸手当 通勤手当 日額 130円～930円 ※片路2km以上の場合、事務局有期雇用職員就業規則に基づき支給します。 3 時間外労働、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ・時間外労働 法定超（25%）、所定超（0%）、月60時間超（50%） ・休日労働 法定期休日（35%） 4 賃金締切日 每月末日、賃金支払日 翌月15日 5 労使協定に基づく賃金支払時の控除 あり（互助会等） 6 昇給 あり（年1回） 7 期末手当 あり（年2回） （年額 約121,000円 見込 ※満額を支給した場合） 8 退職金 なし |
| 社会保険等 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入要件を満たした場合加入します。 |
| 更新の有無 | ・契約の更新の有無 更新する場合があります。（1年ごとの更新） ・契約の更新は次により判断します。 契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度及び勤務状況、心身の健康状態、職務遂行能力、本会の経営状況、従事している業務の進捗状況 ・定年制 あり（満70歳に達する日以後における最初の3月31日まで） |
| その他 | ・健康診断 あり（年1回） ・各種福利厚生制度 あり（職員互助会、ソウェルクラブ、中讃勤労（希望者）） |

注2 下記に該当する場合は応募できません。

(1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行をうけることがなくなるまでの人の

(2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

注3 採用の日から原則として、3か月は試用期間とします。(同条件)

注4 応募にあたり提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還しません。

【お問い合わせ先】 〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号

丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会 経営企画グループ

電話 0877-22-4616 FAX 0877-23-8110 担当 筒

ホームページアドレス <https://www.marugame-shakyo.or.jp/>



勤務場所付近略図

